

八尾市立小・中学校適正規模等審議会 第8回会議 会議録

開催年月日	平成21年11月24日(火)	
開催場所	八尾市役所本館6階 大会議室	
開催時間	午後7時00分	
出席委員	木下 会長 大野 副会長 加仲 委員 鈴木 委員 武田 委員	三藤 委員 文屋 委員 岡 委員 根屋 委員
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長 浦上教育推進担当部長 奥田教育委員会事務局理事 杉分学校教育部次長兼総務人事課長 森田学校教育部次長 網中教育政策課長 橋本学校教育部次長兼施設管理課長	田中学務給食課長 田中学校教育部次長兼指導課長 浅野教育サポートセンター所長 轟原人権教育課長 瀧瀬教育政策課長補佐 植田教育政策課長補佐 生田教育政策課係長
傍聴者	4人	
議事案件	・「小規模校に対する方策」について	

【会長】 ただ今より八尾市立小・中学校適正規模等審議会 第8回会議を開催します。本日は、3人の委員から欠席の連絡がありましたが、会議の定足数に足りていますので、審議会は成立しています。では、はじめにお手元に配付されています資料について事務局から確認願います。

【事務局】 資料確認。

【会長】 資料について何かお尋ねになりたいことはありますか。

【委員】 討議の中でご回答いただいてもいいのですが、14ページの学校選択制のデメリットに「過度の競争を招き、学校の序列化を進めたり」という抽象的な表現がありますが、具体的にどういうことかお尋ねしたいです。また、「可能性がある」という表現が使われていますが、抽象的ですので、どの程度実現する可能性があるのか教えていただきたいです。

【会長】 後の議論のところで答えていただくように、お願いします。それでは、審議に入る前に、前回会議での意見を簡単にまとめておきたいと思います。

前回会議では、小規模校に対する方策について審議いただき、まずは、学校を統廃合するか、通学区域を変更して子どもの数を増やさなければ小規模校の適正化はないだろうという根本的な意見がございました。また、スクールバスなどの通学手段を確保することができるのであれば、校区を広げることもあり得るのではないかなど、通学に係わってのご意見がありました。

次に、小規模特認校や施設一体型の小中一貫校を設置して、特色ある教育活動を先進的に行うことも考えられるのではないかという意見がありました。

次に、市全体を幾つかのブロックに分けて学校選択をできるようにしてはどうか、その一方で選択されない場合、更に小規模になったらどうするのかといった意見も学校選択制に係わって出されました。

次に、市街化調整区域を見直すのも1つの方策ではないか、人口を増やすように都市計画を変更してはどうか、あるいは大規模校の児童生徒を小規模校へ受け入れるという方策はどうかなど、多様な意見が出されました。

また、本市には同和地区を有する学校があって、学校規模等の適正化の検討に当たっては差別の助長につながることはないように、実態を十分に把握した上で、正しい認識を持って検討すべきであるという意見があり、審議会としては、このことを重々踏まえて、きちんと審議していこうという確認ができたと思っています。

前回出ました意見は以上のようなことだと思いますが、漏れ等はないでしょうか。よろしいでしょうか。それでは審議に入りたいと思いますが、その前に、前回ご要望のありました資料について、事務局から説明願います。

【事務局】 小規模特認校及び施設一体型の小中一貫校、学校選択制についてご説明いたします。

はじめに、小規模特認校につきましては、メリットとしては、他の地域の児童生徒と接することで学級や学校が活性化しやすい、学習指導や生活指導等においてきめ細かな指導を行いやすい、地域の特性を活かした特色ある活動を行いやすい、入学を希望する保護者や児童生徒の希望に沿うことができる、などがございます。一方、デメリットとしては、根本的に学校規模等の適正化を図ることは難しい、通学区域が広がるため通学上の負担が発生する、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になる、などが考えられます。

なお、小規模特認校のメリット、デメリットの整理に当たりましては、柏原市教育委員会より聞き取りを行いました。また、前回の審議会でご質問のありました地域コミュニティや子ども会活動等への影響についてもお聞きしましたが、柏原市の小規模特認校では、特に地域活動等への影響はないとのことでした。

次に、施設一体型の小中一貫校につきましては、メリットとしては、子ども達にとっては校種の違いから生ずる心理的な負担を軽減することができる、教職員にとっては小中学校の教職員が同じ教育観に基づいて教育でき一貫した指導方法で指導することができる、教職員の相互交流や異年齢交流学习が

行いやすい、などがございます。一方、デメリットとしては、子ども同士互いに甘える場面が見られやすい、小学校高学年にとって活躍の場が少ない、新たな学校用地や予算が必要となる、などが考えられます。

なお、施設一体型の小中一貫校のメリット、デメリットの整理に当たりましては、箕面市教育委員会より聞き取りを行いました。その際、デメリットの解消に向け、異年齢集団による交流学习を計画的に行うなど、様々な工夫を行っておられることもお聞きかせいただきました。また、箕面市の小中一貫校では、市内全域から1学年当たり5人という定員を設けた上で、小規模特認校制度を導入されています。

最後に、学校選択制につきましては、メリットとしては、保護者や児童生徒の希望に沿うことができる、保護者の学校への関心を高めることができる、各学校が切磋琢磨することで特色ある教育活動を行うことができる、などがございます。一方、デメリットとしては、過度の競争を招き学校の序列化が進んだり、学校間格差が拡大しやすかったりすることなどが考えられます。

なお、先程のご質問につきましては、学校選択制を導入している自治体の中には、学校ごとに学力実態調査等の結果を公表している自治体があります。このような場合、学力実態調査等の点数によって序列化が進みやすかったり、点数によって保護者が学校を選ばれる傾向があったりするなどの課題が見られます。また、風聞やうわさ等により学校が選ばれる場合があり、特定の学校に希望が集中したり、逆に特定の学校が避けられたりする事態を招くおそれがあることもデメリットの1つであると考えられます。実際、学校選択制を導入している自治体では、特定の学校に希望者が集中していたり、逆に特定の学校に希望者が少なかったりする事態が生じており、小規模化の結果、学校が廃校になった事例もあると聞き及んでおります。

【会 長】 それでは、ただ今の資料説明についてご質問等をお聞きしたいと思います。はじめに、小規模特認校について質問等はありませんか。よろしいですか。次に、施設一体型の小中一貫校について質問等はありませんか。

【委 員】 デメリットに「上級生が下級生を甘やかす」とありますが、どういうことですか。

【事務局】 計画的に異年齢交流等を行う場面では、それぞれの学年のよさが出やすいのですが、小学校1年生から中学校3年生まで、9学年の子ども達が同じ施設の中で生活していますので、日常的には非常に親しい関係となり、上級生が下級生を甘やかしたり、逆に下級生が上級生に甘えたりする場面が見られるということです。

【委 員】 最高学年は「9年生」という言い方をするのですか。

【事務局】 おっしゃるとおり、「9年生」「9学年」と呼んでいます。

【会 長】 日本では馴染みがないかもしれませんが、欧米では、1年生から9年生、10年生といった呼び方があります。

【委 員】 ということは、施設一体型の小中一貫校だけが少し違う教育を行っているということですか。

【事務局】 箕面市では、全市的に小中一貫教育を進めておられます。ただ、施設一体型の小中一貫校では、小中学生が同じ施設の中で生活をしているので、施設が分離している他の学校とは異年齢交流などの活動等において多少違いがあるのではないかと考えています。

【委 員】 学習内容は同じですか。

【事務局】 学習内容は学習指導要領に基づいて行われていますので同じです。

【委 員】 例えば、修学旅行はどうなりますか。

【事務局】 箕面市の小中一貫校では、小学校の卒業式や中学校の入学式が行われています。修学旅行についてはお聞きしていませんが、おそらく小学校6年生では修学旅行が行われていると考えられます。

【委 員】 6年生は、小学校では最上級生ですから、例えば運動会や児童会などの行事ではリーダーとなって、下級生を引っ張っています。ところが、中学校に入学すると最下級生になります。また、小学校と中学校の文化には大きな違いがあります。例えば、教科担任制であったり、クラブ活動が本格的になりますので、中学校1年生は3年生を「先輩」と呼び、先輩に学ぶという文化になりますから、そのギャップで悩んだりする生徒もいます。さらに、成績のつけ方も小学校では、「よくできる・できる・がんばろう」ですが、中学校では、中間テスト・期末テストがあり、評定も5段階もしくは10段階になります。こういうことが小学生にとってみれば、随分と大きな段差、ギャップに映るようです。

実は先日、施設一体型の小中一貫校をめざしておられる宇治市の小学校に研修に行きました。宇治市の小学校では、今申し上げたような段差をスムーズにするために、中学校の教員が小学校の子どもを知る場面もつくっておられて、「なるほど」と思いました。

ところが、中学校の教員にとっては、小学校から入学してくる子ども達の全ての段差を解消することが果たして子どものためになるのだろうかと思いません。小学校の区切りがついて、次は中学校に行つて、制服もある、教科担任制でもある、テストもあるというように、ある面ではハードルを越えながら

成長していくという要素も必要ではないかと思えます。

また、中学校へ行ったらしっかりやらなければならないというイメージを持って、心を引き締めてきてくれることがよい意味での新しい世界への飛躍といえるのではないかと思えます。

小中学校のスムーズな接続のところでは、この小中一体型にはメリットもありますし、デメリットもあるというのは、抽象的ではあるけれども述べられているとおりに思えます。

【委員】 それぞれの理解や意見の違いによるものもあると思いますが、デメリットの過度の競争、序列化の問題、あるいは学校間格差については、主にテスト等の点数によって大きな影響があるという説明がありました。しかし、私は、点数の問題は大きな問題であるとは思いません。少なくとも教育現場では、点数の問題を重視しないで何を重視するのだろうかと思えます。点数に集中しすぎて、全てを点数に還元するのは行き過ぎであろうと思えますが、結果として点数を見るのは1つの評価の方法であって、重要な評価だろうと思えます。そういう意味で、点数にこだわるのがどうしてそんなに弊害なのか疑問を持っています。

【委員】 先日、大阪府教育委員会が全国学力・学習状況調査の市町村別の平均点を発表しました。しかし、それを見て何を感じるかというと、「平均点の低い市の学校は落ちつきが少なく、荒れが多いのだろう」「平均点の高い市の学校は、学校経営や授業、日々の学校生活が落ちついた条件なのだろう」という見方をします。

だから、あの発表を見なくてもおおよそ分かりますし、八尾市内の学校の中でもそれは分かります。学級崩壊や学年崩壊を起こしてないか、学校が荒れていないかということは、ああいう数字に如実に出てきますし、我々はその予測がつきます。また家庭的に厳しい地域がたくさんあるということも分かります。

先程のご意見にあった、点数だけに集中しすぎてはいけないというのは、まさにそのとおりです。色々とところで学校は頑張っていて、それぞれに特色があります。しかし、点数だけに目がいってしまうと、「あの学校はいい学校」「この学校はレベルが落ちる学校」というような判断をしがちです。それで平均点のいい学校に行くという風潮になってしまうと、荒れの少ない落ちついた環境をつくるために学校関係者と地域の方や保護者が手を合わせて学校をよくしていこう、地元の学校を育てようという意識が低くなってしまっているのではないかと思えます。風評で平均点の高い学校に流れていくことが、教育に対して非常に浅いものの考え方を助長してしまうのではないかという危惧を持ちます。

【委員】 私も点数は何も悪いことはないと思えます。ただ、機会均等ということでは、例えば小規模校で1学年が20数人だと、インフルエンザで3人ぐらい休んで

しまうと学級閉鎖で即ち学年閉鎖になります。そういう学年がいくつか出てしまうとすぐに学校閉鎖になります。そういう点で本当に教育の機会均等を図ることができるのか、非常に危惧を覚えます。

更に、前回会議で資料を出していただきましたが、部落問題で特定の地域の町名を出して「あそこは部落だから行きたくない」というような問い合わせがあったりする中で、果たして本当に選んでくれるのだろうかと思います。そうすると、少なくともはなるけれど、多くはならないわけです。

【会 長】 資料に出ているこの「可能性」は八尾のことをさしての話ではなく、学校選択制は関東地方で先行して進んできて、10年程になります。一時はすごく騒がれて「選択できていい」という話だったのですが、今では「よいところもあるけれど、問題も多い」となっています。ですから、先行の経験も学んでみる必要はあると思っています。

資料に関して他にありませんか。それでは、資料についてはこれで終わります。次に、前回会議で市のまちづくりに関する意見やスクールバスの活用などに関する意見がありました。事務局から補足説明の申し出がありますので、事務局より説明願います。

【事務局】 前回会議におきまして、市のまちづくりに関するご意見をはじめ、スクールバスの活用、大阪府立清友高校跡地利用等についてご意見を頂戴しましたので、教育委員会として補足説明させていただきたいと思っております。

はじめに、市街化調整区域の見直しにつきましては、インフラ整備など、まちづくりの課題も多く、教育委員会だけでなく市長部局とも連携した長期的な検討が必要であると考えています。

次に、住宅開発の抑制につきましては、前回会議でご指摘のありましたとおり、西宮市では住宅開発抑制に関する指導要綱を定め、住宅開発を抑制されています。なお、前回会議でもご説明いたしました。経済活動という側面もあり、制限は難しいと考えています。

次に、スクールバスにつきましては、一般的にその導入目的は2つあります。1つは、へき地における通学支援で、特に、通学距離が小学校で4 km以上、中学校で6 km以上になる場合の遠距離通学を緩和するためのものです。2つ目は、子どもに対する犯罪事案発生を受け、通学路の安全を確保するということです。前回会議で、スクールバス等の通学手段が確保できるのであれば通学区域を広げることができるというご意見を頂戴しましたが、大阪府内では実例も少なく、教育委員会としましては、今後情報収集および研究に努めてまいりたいと考えています。

最後に、大阪府立清友高校跡地活用につきましては、清友高校は今年度で廃校となることになっていますが、次年度からは大阪府立八尾特別支援学校の高等部の仮設校舎として利用される予定であり、現在、地元と大阪府教育委員会が調整を進めています。教育委員会としましては、引き続き関係機

関より情報収集に努めてまいりたいと考えています。

【委員】 今の説明は内容も多く、難しい言葉もありましたので、次回、資料として出していただけませんか。

【会長】 それでは、次回に資料をお願いします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。本日は、前回に引き続き、小規模校に対する方策について意見をお出しいただきたいと考えています。特に、前回、「小規模校を解消するためには、学校の統廃合か通学区域の変更しかないだろう」という意見が出されましたが、その点に係わって、もう少し皆様方のご意見をいただいて、問題点を掘り出しておきたいと思いますので、まず学校の統廃合、通学区域の変更について検討したいと思います。

【委員】 学校の統廃合は前々から出ていますように、自治会が絡んでいるので、なかなか難しいと思います。隣接する地域であっても統廃合はなかなか難しく、これまで地区福祉委員会や自治振興委員会に関わりのないところではなかなか難しい現状があると思います。

また、学校の統廃合の場合、外環状線などの幹線道路を渡って通学しなければならないなどの課題もあり、なかなか統合というようにはならないと思います。

一方、学校選択制や小規模特認校も難しいと思います。先程ご意見があったように、選択されない場合、更に小規模になる学校は絶対に出てくると思います。私は、小中一貫校としてモデル地区にするのが一番いいのではないかと思います。

【委員】 小規模校を解消するためには、結論的にはやはり統廃合しかないのではないかと思います。前回も意見がありましたように通学上の安全確保の問題が一番心配されることなので、スクールバス等、通学しやすくする方法を考えなければならないと思います。

【委員】 やはりまちづくりの話だと思います。たくさん市営住宅がある地域では、家が建ちません。しかも市営住宅に住もうと思っても、世帯収入が15万8,000円以上あると応募できません。共働きではもちろん応募できません。また、少し年をとって、子どもが働くようになると、今度は家賃が7万円ぐらいになります。八尾駅前でも7万円で新築に入居できますので、このような地域に誰が住むのでしょうか。当たり前の子育て層が出て行って、当たり前にしんどい世帯の人達が入ってきます。それはそれで受け皿としていいとは思いますが、教育の機会均等ということでは、本当にこれでいいのかと思います。

そうすると地域としては、学校の統廃合と言わずに「家を建てることのできるようにしてほしい」「どのように家を建てられるようにするのか一緒に考

えてほしい」という話になります。このような視点でまちづくりの議論ができないかと思います。教育という側面だけで切り取っているので無理だという話もよく分かりますが、小規模校に対する方策は人を増やす話だと思いません。しかしそれは難しいので、校区を広げれば、少しは子どもの数が増えるのではないかと思います。

【委員】 確かに統廃合という方策もありますが、私は学校選択制に魅力を感じています。ただ、全市規模になると通学距離の問題もありますので、例えば3～4程度のブロックによる学校選択制というのが小規模校の解消にプラスになるのではないかと思います。

ただその場合にも、特定の学校に集中する、あるいは減少するという問題が当然出てくるだろうと思いますが、何らかの平均化させる方策が可能だと思います。ただし、外環状線を渡る問題などがありますから、どのように調整するかという問題はあると思いますが、何らかの方法は考えられるのではないかと思います。

【委員】 選択するという事は、希望どおりにいかない場合があります。人気が高くなってくるとどうしても平均化させる必要があります。試験なのか、スポーツテストなのか、何らかの方法で振り分けなければならないわけです。いずれにせよ第2希望、第3希望の学校に行かざるを得ない子どもが出てきますが、それでいいのかと思います。例えば子どもが勉強できないのを、一番行きたかった学校に行けなかったからだと考えるようにならないかと危惧します。ブロック制にしてもブロックが小さくなるほどそういう危惧は表れると思います。

【委員】 主たる問題は適正化を図ることであって、その他の問題は従たる問題だと思います。その意味では、3つか4つのブロックに分けて振り分ければ小規模校の問題はかなり解消できると思います。ただ、人気校や、あるいは学力の高い学校、低い学校という評価が仮にあるのであれば、教職員を含めていかにしてその学校のレベルアップを図るかということ、保護者と一体となって取り組み、そういう地位を確保することは、単年度では難しいとしてもあり得ると思います。

【会長】 校区を広げてブロック制にして公平にしようと思えば抽選になります。これは高校ですが学校群制度をつくったことがありました。あの時は、その学校群の中でどこに行きたいかという希望をとらずに振り分けました。そういうことも高校では行われたことがあります。目の前に学校があっても遠い学校へ行く子もいて、賛否は色々でした。

おそらく、統廃合や通学区域の変更では、地域の学校という今までそれぞれの地域が育ててきた学校という観点をどこまで考えるのかということが1

つのポイントではないかと思えます。

【委員】 私も、学校を今まで地域で育ててきて、近くの子どもが抽選で遠い学校に行かなければならないことになった場合、地域がむちゃくちゃになってしまうのではないかと思います。心配のほうが多いと思えます。

【委員】 学校を選択してすごく遠くの学校に行くことになった場合、どうやって通学するのですか。

それと、特定の大規模校と小規模校との間で、希望者は小規模校に行けるようにしてはどうでしょうか。そして、そういう小規模校では、例えばスポーツに力をいれるといったことを掲げて、その学校に限定して選択するようにするといった考え方もできるのではないかと思います。

【事務局】 全国的に、学校選択制を導入している自治体では、保護者や子どもが主体的に学校を選択しますので、通学上の安全面も含めて、通学の責任は保護者が担うという方法で実施しているケースがほとんどです。また、柏原市、箕面市の小規模特認校でも、その学校を選択された保護者の責任で通学方法や安全の確保をいただいていると聞いております。

【委員】 今の説明は、市内のどの学校を選択してもよいという場合の話で、ブロックに分けて抽選することになると、本人の行きたい学校には行けない場合があるわけですから、納得できなくても行かなければならないわけです。そうすると、事故が起こった場合には、保護者の責任ではないと思えます。

学校選択制で好きな学校に行ってもよいということであれば、保護者が選ぶわけですからそれでよいと思えますが、学校抽選制では、自分の行きたいところに行けない可能性もありますので、今の説明ではなかなか納得できないのではないかと思います。

【事務局】 ブロックによる学校選択制でも、元々就学が指定されている学校には全員入学することができます。ただ、就学が指定されている学校ではない学校を選択した場合には、保護者の責任で通学いただいている場合がほとんどです。一方、先程会長がおっしゃったように全員を抽選とするような事例は非常に少ないと考えています。

【会長】 私が先程申し上げた例は、機会均等という観点からいけば抽選になるのだろうという話として聞いていただければありがたいと思えます。ただ実際には非常にまれだそうです。いずれにしろ、選択する限りは保護者が責任を持ってくださいということです。

【副会長】 選択の範囲は自治体の裁量でいかようにもできると思えます。ある自治体では、隣接している学校のどちらかを選べるという学校選択制を行っています。

特に政令市では、市域が広いため全市的な学校選択は難しく、一定の範囲を設けている自治体があります。あるいは、中学校は全市から選べるけれども、小学校はブロックから選ぶようにしている自治体もあります。結局、市の大きさ等によって選択の範囲も色々であるということを補足しておきたいと思います。

【委員】 市立小中学校では、校舎の新築は北山本小学校を最後にされていません。ということは、その時点から少子高齢化が進んで子どもの数が減って、将来、学校を統廃合せざるを得ない状況になるだろうと予測されて、改修や補修をその場限りの取り繕いだけに終わっているのではないかという誤解が生じています。

例えば、校舎の屋根や天井から水が漏れる、外壁が落ちる、あるいは体育館の床がへこんでいる。これらもその部分だけの修理に止めていて、何年か先にはその学校があるかないか分からないので、あまりお金をかけることができないというような予防線を教育委員会は考えているのではないかと感じます。そろそろ教育委員会の考えに触れてもいいのではないかと思います。

【会長】 今のご意見ですが、教育委員会は教育委員会で考えていただければいいので、審議会として一定の答申を出す必要があります。ただ、教育委員会に勝手にやってもらっては困りますので、審議会の意見はまとめたと思います。

【委員】 かつて幼稚園を統廃合した時に、地元の反対や反発が大きかったと先輩から聞いています。学校の統廃合についても、それぞれの校区の方の意見は無視できないと思います。そうすると、それぞれの校区の人達がどう考えておられるかを知ると共に、我々が検討している方策等を提示して、小規模校を解消するための知恵を出していただいて納得してもらい以外に方法はないのではないかと思います。それは大規模な学校でも同じだと思います。最後は、それぞれの校区の人から色々な意見を出してもらい、可能性を考えるという会議を行わないといけないのではないかと思います。

【会長】 審議会は、大規模校、小規模校の一定のラインを決めて、こういう方策があり得るということを検討する場です。例えばどこの学校をどうしようということになれば、それは別の場での話になります。

ただ、審議会でお出しいただいた意見については、今後、特定の学校について検討される場合に尊重していただくものですので、原則的なことはここできちんと話し合っておきたいと思います。特定の学校の話になれば、当然、当事者との話し合いが行われるでしょうし、そのときにはここで決めた3つの原則は外してもらっては困るということになります。

当然、具体的な方策ではそれぞれの当事者の話は十分踏まえて、子ども達が納得して学校へ通えるように、また地域の人とその学校を応援していただ

けるように決めていただかなければならないと考えていますので、よろしくお願ひします。

さて本日は、小規模校に対する方策として、学校の統廃合をはじめ、通学区の変更や学校選択制、あるいは他市で行われている特認校制度や小中一貫校など、多々ご意見をいただきました。なかなか難しい問題もありますが、何らかの形で考えていこうということで賛成、反対も含めてご意見をいただいたと思います。

これで大規模校について2回、小規模校について2回の審議をしていただきましたので、次回会議では、大規模校に対する方策と本日出ましたご意見を突き合わせて不都合がないかどうかということも含めて話し合いたいと考えています。方策の検討としては最終になると思いますが、大規模校と小規模校をつきあわせて検討したいと考えています。

また、次々回では、答申に向けて文書を出していきたいと考えていますので、次回が実質審議の最後の機会になると思いますが、よろしくお願ひします。

それでは、次回会議に向けて必要な資料はありませんか。

【委員】 これまでの会議で出た意見をまとめた資料あれば非常にありがたいです。

【副会長】 学校選択制について確認しておきたいことがあります。先程会長がおっしゃいましたとおり、学校選択制はこれまで関東が先行で、関西では進んでいません。その理由の1つとして、大阪府教育委員会の方針で学校選択制はそれほど優先順位が高くないということがあると思います。大阪府教育委員会では、学校選択についてどういう考えを持っているのかを押さえておきたいと思います。その話があれば、八尾市の現状が大阪府教育委員会の考えと近いのかそうでないのかといったことも検討することができると思います。

【会長】 他にありませんか。それでは、最後に事務局から連絡をお願いします。

【事務局】 次回、第9回審議会を12月22日（火）に開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、これで第8回 八尾市立小・中学校適正規模等審議会を終わります。ありがとうございました。